

質問

伴・部・品部・部曲について 伴・部・品部・部曲
という部制の用語について、具体的に教えてくださ
い。

[回答者] 倉本 一宏

はじめに

学部生だった頃、部制研究の第一人者であった平野邦雄先生が非常勤講師として出講され、私たちは熱心に受講した。その際、先生が、「古代史で難しいのは部制と荘園制であるが、荘園は現地に行ってみれば大体わかるので、部民はもつとも難しい」とおっしゃられたのを鮮明に覚えている。隣にいた中世史専攻の友人が、「行つてわかれば苦労しないさ」と言っていたのも昨日のことのようであるが（その友人は先年、早世してしまった）、私は部制というのは難しいんだなあと心に刻み込み、なるべく関わらないようにしようと思った次第である。

それ以降、古い時代の勉強も少しはやったのであるが、その都度、部や伴などはやはり私には難しく、ずっと避けて通っていたのである。今回、このような課題を与えられたのも、学部

生以来、きちんと勉強してこなかった罰が当たったのだと反省している。

一

六世紀前半、国内では王権の分裂、国外では対朝鮮関係の緊迫という危機に対応した大王欽明と大臣蘇我稲目の下に結集した倭王権の支配者層は、それまでの原初的な政治体制をこえる新たな段階の権力集中を果たした。

その基盤となったのは、五世紀末から六世紀前半にかけての、大量の渡来人（「今來の漢人」（いまきのあやひと））の存在であった。当時、中国の胡族の王朝で行われていた徙民政策（強制移民）による大移動の余波が、朝鮮半島南部を経て日本列島にまで及んできたのである。彼らは、「文字」を読み書きする技術、鉄の生産技術、大規模灌漑水路工事の技術、乾田、須恵器、錦、馬の飼育の技術など、大陸の新しい文化と技術を伝えた（吉田孝『日本の誕生』（岩波書店、一九九七年））。

倭王権は、地方豪族が大王宮に上番する五世紀以来の「人」制に代えて、渡来人を東漢氏・西文氏・秦氏などの氏（ウチ）という政治組織に編成するとともに、百済の二十二部司の制度を取り入れて、錦部・衣縫部・鍛冶部・陶部・土師部・鞍部・馬飼部などの宮廷工房的な伴（トモ）として品部（シナベ／ト

モベ)に再編した(平野邦雄『大化前代社会組織の研究』(吉川弘文館、一九六九年)、鎌田元一『律令公民制の研究』(塙書房、二〇〇一年)。

これらのうち、部(ベ)とは倭王権に労役を提供し、生産物を貢納した一団の人々を指し、伴ともいわれる。伴というのは、各種の職能を奉じて王権に仕奉した下級官人のことである。大化前代の身分序列に、「臣・連・伴造・国造・百八十部」という語があるが、この「百八十部」が「モモアマリヤソトモノオ」と訓まれることから、伴は伴を統率する伴造(トモノミヤツコ)より低位の官人であったことを示している。伴には殿部(トノモリベ)・水部(モヒトリベ)・掃部(カニモリベ)・蔵部(クラベ)・史部(フヒトベ)のような伝統的な負名氏(ナオイノウチ)が宮内官的職務に携わったものと、錦部(ニシゴリベ)・鞍部(クラベ)・鍛冶部(カヌチベ)・馬飼部(ウマカイベ)・金作部(カネツクリベ)・狛部(コマベ)などのような渡来系技術者による宮廷工房の生産に携わるものがあつた。

また、品部は大化前代の王権所属の部民の一種で、特定の種類の部民をさす用語である。海部(アマベ)・忌部(インベ)・馬飼部・鍛冶部・靱負部(ユゲイベ)などの職業部の他に、刑部(オサカベ)・白髪部(シラカベ)などの名代の部も含まれる。彼らは伴造に統率されて、王権に種々の物資や労働力を貢

上し、また王権でさまざまな職務に携わった。

これらの伴は、中央の伴造の統率の下、王権に上番してそれぞれの職務に従事した。これらの氏は、負名氏として代々その職掌を世襲した。また、在地において伴を出仕させ、それを資養する義務を負う部も存在した。

渡来人を支配下に置いていた葛城集団から独立した蘇我氏が、これらの部を組織することによって、新しい支配体制を整備し、倭王権の政治を主導することになったのである。

二

それら職業部とは異なり、名代(ナシロ)・子代(コシロ)の部は、実際には御名代(ミナシロ)の部と考えるべきもので、五〜六世紀頃の歴代の大王・后妃・王子等の名号や宮号を冠した部である。名号・宮号の主である大王や王族の生活の資として、地方首長の領域内の人民を割いて設定されたものと考えられる。必ずしも名を冠する王族の私有民ではなく、ほとんどは農民であつた。名代の部の設置と同時に、同じ名の靱負・舎人(トネリ)・膳夫(カシワデ)が伴として倭王権に出仕し、宮廷で勤務した。五〜六世紀の大王の名号・宮号のほとんどすべてを網羅し、后妃・王子のものを加えれば、三〇種以上になっている。御名代の制は、倭王権の地方支配の根幹をなす制度であ

った。

部曲は「カキベ」もしくは「ウヂヤッコ」「カキノタミ」と訓み、倭王権における豪族私有民である。これもほとんどは農民であった。蘇我氏が私有していたのが蘇我部といった類である。「カキベ」は従者を意味する古代朝鮮語「皆叱智」に由来するともいわれるが、「カキ」は「垣」と同じ言葉であるとも考えられる。唐や朝鮮では、「部曲」は賤民身分とされたが、倭国ではこの語を豪族私有民にあてたのである。王族に関わる御名代の部や、王権所属の品部と区別するためだったのである。

三

島根県松江市にある六世紀後半の前方後方墳である岡田山1号墳から出土した鉄刀に銀象嵌された銘文には、「各田[□]臣[□]素[□]大利[□]」の文字が認められる。「各田[□]臣[□]」は「額田部臣」のことで、氏（ウヂ）・姓（カバネ）・部（ベ）の成立を確実に裏付ける重要史料である。

大化二年（六四六）のいわゆる「改新詔」第一条において、名代・子代・品部・部曲はすべて廃止の対象とされ（公地公民制）、豪族に食封を支給することが記されているが、改新詔がどこまで原詔の姿を伝えているかは難しい問題である。この当

時にこのような改革を宣言するとは考えにくい。諸豪族の部曲・田莊（タドコロ）の領有は、かなり後まで認められているからである。

王族や豪族の土地・人民の所有を禁止して王権のものとすることは、それまでの私的権益を否定するものであり、古墳時代以来の特権を否定されることは、特に地方豪族にとっては、容易に認められるものではなかった。大化前代の王権と地方豪族との関係は、単なる同盟関係に近いものであり、領域的な支配を受けていたわけではなかったのである。

天智三年（六六四）には、前年の白村江をはじめとする百濟復興戦争の敗戦を承けて、諸氏族に氏族単位の民部・家部（カキベ）を給わった。豪族私有民を廃止することは、乙巳の変（六四五年）から一九年を経ても容易ではなかったのである。

それが実現したのは、壬申の乱（六七二年）後の天武四年（六七五）のことであった。乙巳の変や白村江の戦いと比較して、壬申の乱の持ったインパクトが、とりわけ地方豪族にとって戦慄すべきものであったことがうかがえる。

天武五年（六七六）以降、全国に国司を派遣して常駐させた。これら国司の下で、豪族の私有していた部曲を五十戸に編成していったものと見られる。天武十一年（六八二）には、官人個人に食封（ジキフ）を給与する制度が定められた。こうして領

域支配と官僚制を二大要件とする「国家」という機構の完成が本格的に始動したのである。

その一方で、律令制下においても、宮内官的伴は、主殿寮・主水司・掃部司・内蔵寮等の内廷官司の伴部として宮廷工房の生産に携わり、伴は織部司・造兵司・鍛冶司・左右馬寮などの伴部として名残りをとどめた。品部の中にも、律令制の形成過程で品部・雑戸制に再編されたものもあり、それらは諸官司に配属され、奢侈品の生産や特殊技芸の伝習にあたった。日本律令制の内包した先進性（唐からの最新統治技術の導入）と伝統性（大化前代以来の制度の存続）という二重構造を象徴したものである。

なお、奈良時代を通じて、品部の解体が進んだ。養老五年（七二一）に放鷹司の品部を廃止し、天平宝字三年（七五九）には「世業相伝者」以外の品部を停廃して公戸に編入している。平安時代の『延喜式』に見える令制の品部は兵庫寮の鼓吹戸だけで、他はすべてすでに解体されており、徭役労働などによる生産体制に切り替えられていた。

おわりに

余談であるが、一定の行動を共にする人々の集団を「部」と呼称する言葉は、現代でも残っている。学術や文化に関わる役

所は最近まで「文部省」とされていたし（「省」も律令制の八省の名残りである）、学校で野球を行う集団は「野球部」と称している（まさか隷属的な人間関係を表わしているとは思えないが）。二一世紀まで生き続ける言葉や古代の制度の重みか、はたまた日本の後進性の象徴なのかは、定かではない。

（くらもと・かずひろ／国際日本文化研究センター教授）